

富士本保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人国立保育会

富士本保育園

〒185-0031 国分寺市富士本 2-30-4

電話 042-572-1157



1. 園長あいさつ

この度は、数多くある保育園の中から富士本保育園をお選びいただき、ありがとうございます。

当園は、JR国立駅北口から徒歩 13 分、国分寺市立第二小学校正門から南側の徒歩 1 分の住宅街に、平成 24 年 4 月に開設した保育園です。

基本理念である「かけがえのない命をはぐくむ場」を目指し、ご家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもたちに自分の命を守りつづけるためのつよい心と、自分以外の全ての命を守りとおすためのやさしい心を育てていきたいと考えています。

そして、その心を育むための保育内容や保育に関連する園の運営は、平成 30 年 4 月に大幅に改定され厚生労働大臣から告示された保育所保育指針に基づいておこなっております。

保育士、看護師、栄養士、調理師、用務職、事務職の全ての職員が一丸となって、一人ひとりのお子様の最善の利益を目指し、保育にあたってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

富士本保育園
園長



2. 保育園の概要

施設名 富士本保育園
 所在地 国分寺市富士本 2-30-4
 電話 042-572-1157

<保育理念> **かけがえのない命をはぐくむ場**

- ◆ 家庭や地域社会との連携を図り、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する。
- ◆ 養護と教育が一体になって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ◆ 地域における子育て支援の役割を積極的に担っていく。

目的	子ども・子育て支援法等に基づき、心身ともに健やかに育成される幼乳児及び幼児の保育事業を行う。
理念	◎かけがえのない命をはぐくむ場 全職員が、この理念に基づいて子どもたちの保育にあたります。子どもたちが「自分の命をかけがえのないもの」と自覚し、「友だちをはじめ、みんなの命もかけがえのないもの」そう考えられるように保護者の皆様と一緒に育てまいります。
目標	1. 心身ともに健康な子ども(健康) 2. 誰とでも仲良くできる子ども(人間関係・人権) 3. 自分で考え行動できる子ども(自主性)
方針	「自分の命を守るというつよい心をはぐくむ」 「ともだちの命を守るというやさしい心をはぐくむ」

(職員体制)

園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、乳児及び幼児を全体的に把握し、園務を掌る。
副園長	園長補佐・代行(必要に応じて配置)
主任保育士	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容について他の保育士を統括する。
副主任保育士	主任保育士とともに地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容について他の保育士の指導に当たる。 (必要に応じて配置)
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	看護師は、嘱託医等と連携を図り、乳児及び幼児の健康管理の業務を行う。
調理員	乳児及び幼児の発達段階に応じ、給食等(離乳食を含む)献立を作成する。
嘱託医	非常勤として医務に従事する。

(勤務体制の確保)

- ① 適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- ② 施設の職員によって保育を提供する。
- ③ 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

(文書)

- ① 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- ② 子どもに対する保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

保育の提供に当たっての計画

保育に係る必要な事項の提供の記録

苦情の内容等の記録

事故の状況及び事故に際してとった処理についての記録



<定員>

定員 152名

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
クラス名	いちご組	みかん組	ぶどう組	あおば組	ひまわり組	つばめ組
人数	12名	28名	28名	28名	28名	28名

<入園資格>

入園資格は、児童福祉法第24条の規程および国分寺市保育の実施に関する条例の定めによりま
す。詳しくは国分寺市子ども家庭部子ども子育てサービス課（電話 042-325-0111<内線 383>）へ
お問い合わせください。

<休園日>

日曜日 祝日 年末年始（12/29～1/3）

<開所時間>

延長保育の記録は、各クラスのタブレット端末の画面にて、お子様の名前をタッチしていただきま
す。

開園時間		7時から20時
保育提供時間	保育標準時間の方	7時から18時
	保育短時間の方	9時から17時
延長保育時間	保育標準時間の方	18時から20時
	保育短時間の方	7時から9時 17時から20時

※延長保育は満1歳の誕生日から利用できますが、詳しくは後述の富士本保育園延長保育規程を
ご参照ください。

保育料

1. 通常の保育料（保育費）は、居住地の自治体（市区町村）の決められた方法で納入願います。
2. 延長保育料は、ご利用形態や実績に応じて、園から請求させていただきます。

※詳しくは後述の富士本保育園延長保育規程をご参照ください。

その他の費用等

内閣府子ども子育て本部参事官「府子本第 219 号」および厚生労働省子ども家庭局保育課長「子保発 0627 第 1 号」として、令和 1 年 6 月 27 日に発せられた「幼児教育・保育の無償化に伴う食料費の取扱いの変更について」の通知内容に基づき、当法人運営の保育施設における入所児童の副食の有償提供について、下表に掲げる費用の支払いを受けるものといたします。

副食有償提供施設	2号認定子どもの副食費の月額保護者負担額
富士本保育園	4,500 円

欠席

欠席のご連絡は、午前 9 時 30 分までに、支援システムにて入力をお願いします。

玄関・門について

1. 玄関・門は、必ずお子様と一緒に出入りをしてください。お子様の飛び出しには、保護者の方が注意をしてください。
2. IC カードをお持ちでない方のお迎えは、インターフォンでお知らせください。こちらで確認後、開錠いたします。

自転車での送迎について

1. 園正門前または園舎南側に駐輪スペースを用意しておりますので、そちらをご利用願います。
2. 駐輪スペースおよび園管理敷地内に自転車を長時間留め置くことはできません。

● 自転車事故に注意

保育園の送迎に自転車を利用される方も多いためです。

最近では自転車事故での重傷者が増えており、死亡事故も少なくありません。

- ☆お子さまにヘルメットを被せる！
- ☆スタンドはしっかり立ててから乗り降りする！
- ☆自転車にお子さんを乗せたら側を離れない！
- ☆かかとを後輪に挟まないように気をつける！

お子さまを事故から守るのは大人の役目です。**ルールを守って安全に乗りましょう！！**

ベビーカーでの送迎について

1. 園正門付近にベビーカーの留置スペースを用意しておりますので、そちらをご利用ください。
2. 留置スペースにベビーカーを降園まで留め置くことは禁止しませんが、園での管理は行っておりません。折りたたんでくださるようお願いします。

連絡

1. お子さまの病気・事故等で急ぎの連絡を差し上げる場合がありますので、緊急のご連絡先は複数お知らせください。お迎えできないということがないように、必ずどなたかと連絡が取れるようにしてください。
2. 緊急連絡先、転居、保護者の勤務先等の変更があった場合、速やかにお知らせください。

虐待禁止

1. 保育園は子どもの心身に有害な影響を与える行為はしません。
2. 保育園は児童虐待を発見した場合、子ども家庭支援センター等への通知の義務があります。
3. 保育園は入所児の人権擁護、虐待防止のための次の措置を講ずるものとします。
 - ・人権の擁護、虐待防止等に関する体制の整備
 - ・虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - ・その他、入所児の人権擁護、虐待の防止等のための必要な措置

秘密保持

- ① 業務上知りえた園児や保護者などの個人情報を漏洩しないよう、プライバシーの保護に十分注意して安全性を確保します。
- ② 保護者より提出していただいた個人情報は、園児を保育する上で必要としますので他に利用することはありません。
- ③ 提出していただいた個人情報を第三者へ公開することはいたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りではありません。
 1. 保護者の同意がある場合
 2. 法令により提出を求められた場合
 3. 園児や保護者など及び、当園や職員の生命、身体その他利益を保護する必要がある場合

苦情解決

保育園やお子さまのことでお気づきのこと、不愉快なこと、改善して欲しいことがありましたら、ご相談ください。ご意見は全ての職員が承ります。その場で解決できることは速やかに実施させていただきますが、内容によっては責任者、または、第三者委員を含めて解決できるように窓口を設置しています。受け付け担当者、責任者は以下の通りです。園内の掲示をご参照ください。

ご意見・ご要望の受け付け担当者	主任保育士
ご意見・ご要望の相談解決責任者	園長
第三者委員 高波辰男	042-327-9724 国分寺市
第三者委員 吉村ひろ美	042-575-8189 国分寺市

事故発生の防止及び発生時の対応

- ① 事故の発生又は再発防止のため、措置を講じる。
- ② 保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの家庭等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

緊急時等における対応方法

保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

お願い事項

1. 持ち物全てにお子さまのお名前をご記入願います。
2. 朝食を食べてから登園願います。
3. 玩具やお菓子などを持たずに登園してください。



保育園からのお知らせ

1. 園日より、保健日より、給食日よりで今後の予定などお知らせいたします。原則ホームページにて PDF ファイルでの配付となりますが、紙ベースをご希望の方はお申し出ください。
2. 園日より毎月末、または月始に配付となります。行事は、年間行事予定をご確認ください。
3. 幼児クラスの日々の様子は、3歳児クラス前に掲示しているホワイトボードをご確認ください。
4. 急なお知らせは、ご登録いただいたメールアドレス宛の一斉送信、3歳児クラス前のホワイトボード、園舎玄関入口のボードをご確認ください。

ICカード

1. 登降園の門・玄関の開閉時に使用する登録制のICカードを貸与します。
2. 安全上の理由のため、記名はしないでください。
3. 発行にあたり、「ICカード発行申込書」をご提出ください。
4. ICカードは、卒園・退園時に返却となります。
5. 安全上の理由のため、紛失の際は、速やかに職員までお知らせください。

連絡帳

- 0歳、1歳、2歳児クラス …家庭の欄には検温、睡眠時間、食事の量や食べ具合、便の状態を把握するため、システムに入力をお願いいたします。保育園の欄には園での日々の様子を入力いたします。
- 3歳児、4歳児、5歳児 …小さいノートをお渡しします。体調の変化や園に知らせたいことなど、必要な時にご使用ください。

防災と安全管理

園では安全管理や事故を未然に防ぐために防災計画を作成し、災害時を想定した避難訓練を毎月1回実施しています。年に1回は保護者への引き渡し訓練も実施しております。可能な限りご協力をお願いします。

また、災害発生時、発災直後の緊急避難場所は園庭とします。避難が長期間にわたる場合は、関係機関の指示により移動しますが、お子さまはいかなる場合や何日間であっても、必ず保護者にお引き渡すまでは、園で全責任を持ってお預かりいたしますので、保護者の方々が帰宅困難となった場合でもご安心ください。

地域連携

運営に際し、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図ります。

説明責任

保育の提供に関し、あらかじめ運営規程等の重要事項を記した文書(本文書「富士本保育園のしおり」)を交付して説明を行い、保育の提供について同意を得ます。

土曜保育

・毎週ではなく不定期で保育が必要な方は早めにクラス担任に伝えてください。

0歳児以外は土曜日の保育は乳・幼児クラス合同保育となります。

入所後の届など

家庭の状況に変更があった場合は下記の届が必要で届書は事務室に用意してあります。

* 保育時間届・勤務証明書

保護者の仕事が変わった場合

* 保育時間届

転居・氏名変更の場合

* 転居などの理由により転園、退園をされる場合は、お住まいの自治体に転園、退園予定を速やかに伝え、保育園にもお知らせください。

登降園

1. 登園・降園は申込時間を守ってください。
2. 登園・降園には必ず保護者が付き添って、途中事故のないようにご配慮ください。
3. お迎えの時間が遅れる時は、事前に園に理由を連絡してください。
4. その日のお迎えが連絡帳で指定された方以外の場合、事前にお電話などでその方のお名前を必ずお知らせ願います。確認ができない場合は、お子さまをお引き渡しできません。なお、お引き渡しは、高校生以上になります。

●登園したら

- ① 職員に声をかけてお子さんと一緒に挨拶をしてください。
- ② お迎えの方・時間の変更がある場合、怪我・体調のことなど変わったことがあった場合はお知らせください。
- ③ 着替えの補充がある場合はお願いいたします。

●降園する時は

- ① お迎えに来られたら、職員に声をかけお子さんと一緒に挨拶をしてください。
- ② 持ち物(カバン・着替え・上履きなど)をお持ち帰りください。



登降園について

～安心して園生活を送るために～

● 仕事がお休みで登園する場合

急病や事故でご連絡を入れる場合もありますので、連絡先を必ず職員にお伝えください。

(連絡帳や職員に口頭でお知らせください。)

不審者の侵入に気を付けて！！

保育園の中に入る時は・・・

ICカードをカートリーダーにかざす前に、周りを見知らぬ人がいないか確認を！

門を開けたら素早く入り、確実に門を閉める。門が開いた状態では不審者が侵入する可能性が高くなります。また、園外に出る時も同様です。

注意

* 必ず自分のICカードで園内に入りましょう。誰かの後に続いて一緒に入らないようにしてください。不審者も一緒に園内に入り込む可能性があります。

* ICカードは保護者の方の管理のもと、丁寧に取り扱いましょう。紛失して、他人が使用することのないよう気を付けてください。

* ICカードを忘れた場合、インターホンを押してください。そして、「〇〇組の △△のお迎えに来ました。カードを忘れました。」とお話し下さい。ご家庭内での周知をお願いいたします。



3、保育の内容・食事について

保育の内容

0歳児：安心

☆安心した環境の中で生活リズムを整えていく

- 家庭と連携をとりながら、健康的で安全な環境の中で食欲・睡眠・排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図りながら、生活のリズムを整えていく。
- 話しかける、抱く、あやすなど優しい言葉と笑顔で関わりながら、情緒の安定を図り信頼関係を築いていく。
- 一人ひとりのさまざまな欲求(食べる・眠る・遊ぶ)や甘えたい気持ちを十分に満たすことで、安心して過ごせるようになる。
- 優しく語りかけたり、発声や喃語、指さしに応答したりして、発語への意欲を育てる。
- 安全で活動しやすい環境を整え、ねがえり、腹ばい、ハイハイからつかまり立ち、伝い歩きなどの運動遊びを十分に楽しんでいく。
- 個人差に応じて離乳食を進め、いろいろな食品に慣れながら幼児食へ移行し、食べることへの意欲を育てていく。
- 安心できる人的・物的環境のもとで玩具や絵本、身近な生活用具などを見たり、触れたりする機会を通して、感覚の動きを豊かにし身の周りの物に対する興味や好奇心の芽生えを培っていく。

1歳児：信頼

☆安心できる保育士との信頼関係のもとで
“自分でしよう”という気持ちが芽生える



- 健康的で安全な環境の中で、生活リズムを整えながら、生理的欲求や甘えるなどの依存的欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図り安心して過ごす。
- 保育士との信頼関係を築く中で、自分がしたいことや、してほしいことを身振りや言葉で伝えるようになり、絵本や手遊び・わらべ歌遊びを楽しむことで言葉の世界を広げていく。
- 日々の生活や遊びを通して、楽しく体を動かし、外界に対する好奇心や関心を持つようになる。
- 食事の挨拶をし、様々な食材や調理形態に慣れ意欲的に食事をする。
- 保育士に見守られ励まされながら、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを持つ。

2歳児：気づき

☆心身ともに快適な生活を送りながら、
友だちとの関わりを楽しむ



- 安定した生活環境の中で食事や排泄・睡眠などの生活リズムを整え、健康的に過ごし基本的な生活習慣を身につけていく。
- 身の回りのことを援助してもらいながらも自分で出来ることに喜びを感じる。
- 生活に必要な言葉がある程度わかり、したいこととして欲しいことを言葉で表し、受け止め共感してもらいながら信頼関係を築いていく。
- 身の回りの物や、親しみのもてる小動物を見たり触れたり、保育士から話を聞いて興味や探究心が生まれてくる。
- 興味のあることや経験したいことを、生活や遊びの中で模倣活動や言語活動に繋げ、表現活動の芽生えを育てていく。
- 食材に興味を持ち、スプーンやフォークを正しく持って食事や間食を楽しむ。
- 身近な人との関わりや友だちとの遊びの中で保育士を仲立ちとして、ごっこ遊びや言葉のやり取りを楽しむ。

3歳児：意欲

☆保育士や友だちと遊ぶ中で
自分のしたいこと、言いたいことを言葉や行動で表現する

- 安全な環境のくつろいだ雰囲気の中で安心して生活し、食事・排泄・睡眠・衣服の着脱など身の回りの生活の始末や仕方が身につき自信を持つと共に、当番活動にも意欲的に取り組んでいく。
- 身近な環境に興味を持ち、自分から関わり生活を広げていく。
- 気の合う友だちとの関係を深めながら遊びや生活を楽しむ中で、様々なルールや約束事に気づいていく。
- 絵本や紙芝居でいろいろな言葉に触れ言葉が豊かになり、生活に必要な言葉を身につけ、自分の思いや欲求、経験したことを言葉で伝える。
- 身近な動植物に触れたり、世話をすることで生命の尊さに気づいていく。
- 感じたことや思ったことを描いたり、歌ったり体を動かして自由に表現していく。
- 戸外で体を十分動かして遊ぶ。
- 思いを伝え合いながら、友だちと一緒にごっこ遊びや模倣遊びを楽しむ。



4歳児：経験

☆保育士や友だちと一緒に、
つながりを広げ集団としての行動を楽しむ



- 自分で出来ることに喜びを持ちながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣を身につけていく。また、自ら体調の変化に気づき異変があったら伝える。
- 健康的で安全な環境の中で、一人ひとりが欲求を受け止めてもらいながら安定した生活を送る。
- 多様な経験を通し自己肯定感を育み、周りからの信頼を獲得し自信にしていく。
- 保育士や友だちとの繋がりを広げ、思いやりや譲り合う心を育みながら集団での活動を楽しむ。
- 運動量が増し、全身を使いながら様々な遊具や遊びに挑戦していく。
- 保育士や友だちとの会話を楽しみ、話を聞く力・自分の思いを伝える力を身につけていく。
- 食事のマナーを身につけ、食べることを通して全ての命の大切さを知る。
- 感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で自由に表現する。
- 身近な環境に興味を持ち、自ら関わり、身の回りの事や数、量、形などに関心を持つ。



5歳児：自立



☆就学に向けて生活や遊びの中で一つの目標に向かい
力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう

- 基本的な生活習慣や態度を身につけ理解し、自立的、意欲的に活動する。
- 健康や安全の大切さに気づき、病気予防や事故防止、自然災害について認識し、自らの体を守る力を身につける。
- 友だちと共通の目標に向かって様々な行事や活動に意欲的に取り組み、応援をしたり力を合わせて取り組んでいき、達成感を味わう。
- 絵本や童話を観たり、人の話を聞いたりして様々なイメージを広げるとともに、言葉に対する感性を豊かにしていく。
- 自分のイメージを動きや言葉で表現したり、演じたり、制作活動や音楽活動を経験し、表現することの楽しさを味わう。
- 様々な経験をする中で、充実感を味わい、自主性や協調性を身につけ、思いやり、感謝の気持ちを育む。
- 文字や数、社会現象や自然現象への興味関心を深め知的好奇心を高める。
- バランスの良い食事の大切さに気づき、食育活動を経験しながら“食”への関心を高める。

 **日々の過ごし方** 

1歳未満	1歳児・2歳児	3歳児以上
7:00 保育開始 視診 検温 挨拶 室内あそび・外気浴・睡眠 10:30 離乳食 11:45 順次午睡 14:30 検温 離乳食 あそび・睡眠 18:00 保育終了	7:00 保育開始 視診 挨拶 自由あそび 9:30 朝の集まり おやつ あそび 活動 11:15 食事準備 12:30 順次午睡 15:00 目覚め おやつ あそび 18:00 延長保育時間 19:00 保育終了 (2歳未満) 20:00 保育終了 (2歳以上)	7:00 保育開始 視診 挨拶 自由あそび 9:30 朝の集まり あそび・活動 11:30 食事準備 13:00 順次午睡 15:00 目覚め おやつ あそび 18:00 延長保育時間 20:00 保育終了



 **主な年間行事** 

行事の時期、内容が変更になることもあります。

4月	★入園式・進級式 前期保護者懇談会 こどもの日の集い	11月	勤労感謝の日の集い 歯科検診
5月	春の健康診断	12月	★発表会 クリスマス会
6月	☆保育体験・参観開始	1月	もちつき
7月	プールあそび (7月~8月) 夏祭り	2月	豆まき ★後期保護者懇談会 卒園遠足 ☆保育体験・参観終了
8月	プールあそび (7月~8月)	3月	ひなまつり会 お別れ会 ★卒園式
9月	敬老の日の集い ☆災害時園児引渡し訓練	1. ★保護者の方の参加をお願いします。 2. ☆保護者の方が参加できるものです。 3. 無印は、保護者の方の参加・見学はご遠慮 いただいています。 4. 子どもの誕生日に各クラスにてお祝いをし ます。 (その他) 月1回実施：避難訓練 随時実施：保育参加、保育参観、個人面談	
10月	★運動会 秋の健康診断 秋の遠足 (3・4・5歳児クラス)		

食事・食育

●園での食事は・・

- 季節感を味わえるよう、旬の食材を使用しています。
- 行事食を取り入れ、日本の食文化を伝えていきます。
- 素材の味を生かし、薄味で味付けしています。
- 食欲がでるよう、彩りよく調理・盛り付けに気を付けています。



献立表は、ブログからご覧いただくか、紙媒体で各家庭に配布しています。その日に使う食材などが書いてあります

(献立番号は連絡帳の番号に合わせてご覧ください)。また、実際の食事を見ていただくために、写真を毎日展示していますので、お迎えの際にご覧ください。

●食育年間目標

- ① おなかのすくリズムの持てる子ども
- ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べものを話題にする子ども

●おやつについて

子どもにとっておやつとは、3回の食事だけでは摂取しきれないエネルギーや栄養素、水分を補給するために必要なものです。また、食事とは違った楽しみのひとつでもあります。園では、夕食に差しかえない程度の手作りおやつを提供します。

●朝食をしっかりと食べてから登園しましょう

規則正しい食事と睡眠は子どもの心と体の成長に必要不可欠です。朝食は朝起きて頭を働かせるための大事なスイッチです。朝食を食べないと、脳にいく糖質がなくなり頭がボーっとしてあくびばかり出て、元気に遊ぶことができません。朝ごはんは一日の元気の源です。しっかりと食べてから登園しましょう。



●離乳食

生まれてから母乳やミルクを飲んでいたあかちゃんが、食事を食べられるようになるための練習が離乳食です。食べるという行為自体が初めてのあかちゃんは、食べ方や食べ物の味、食感、匂いに慣れていくことから始まります。月齢や個人によって差がありますが、個々の成長に合わせて対応していきます。ゆっくりとあせらず、いっしょに進めていきましょう。



●食育活動

各年齢の成長にあわせ、食育活動を行っています。子どもが「食べ物に触れたい、やってみたい。」と思ったときに、子どもの成長にあわせた食事づくりに関わる体験を広げていくことが大切です。誰かのために食に関わる役割を持たせ、実践することで達成感を味わうことができます。そうした働きかけが、食へ関わる意欲をつくり、子どもの自信になります。

子どもが大人と一緒に楽しむ過程が最も大切です。ぜひご家庭でもいろいろな食体験を家族で経験させてあげてください。

●毎月、食育会議を開き、献立内容や喫食状況などを検討して美味しい食事を提供するようにしています。

●年間予定表は前期保護者懇談会で配付します。

給食

子ども達の身長、体重を基に栄養給与目標量を算出し給食を実施しています。また、アレルギーについても極力対応させていただいておりますので、ご相談ください。

哺乳瓶

ガラスの哺乳瓶・ピジョンの丸穴または、スリーカットの乳首を使用しています。哺乳瓶の乳首の感触に慣れておいてください。ご心配な点がありましたらお尋ねください。

4.健康管理

1、健康について

楽しく遊んだり、食事を美味しく食べたり、生き生きとその子らしく保育園で過ごすために「健康」はとても大切です。



毎日、お子さまの健康状態を確かめましょう。

【顔・表情】 顔色が悪い ぼんやりしている 目の動きに元気がない	【耳】 耳だれがある 痛がる 耳をさわる	【鼻】 鼻水・鼻づまりがある くしゃみがある 息づかいが荒い	【のど】 痛がる 赤くなっている 声がかすれている 咳が出る
【目】 目やにがある 目が赤い まぶたがはれぼったい まぶしがる			【口】 口の中・唇に痛みがある 舌が赤い 荒れている
【胸】 咳、咳で吐く 呼吸が苦しそう 喘鳴がある	【食欲】 普段より食欲がない	【お腹】 触ると痛がる 足の付け根が腫れている	
【睡眠】 何度も目を覚ました 目覚めが悪く、機嫌が悪い	【便】 量、色、固さ、回数、におい、下痢、便秘など	【尿】 回数、量、におい	【皮膚】 赤く腫れている 湿疹・発疹・水疱がある 傷・あざがある 虫刺されがある、など

★『いつもと違う！』こんな時はお子さまからのサインだったりします ★

- ・朝ごはんを食べようとしなない
- ・機嫌が悪い
- ・夜中に何度も起きたり泣いたりした
- ・夜間咳がたくさん出る
- ・身体のだこかを「痛い」と言う



(1) 症状別の登園の目安

(厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」をもとに作成しています。)

	【登園を控えるのが望ましい場合】
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に37.5℃以上の発熱があった ・24時間以内に解熱剤を使用した ・朝から37.5℃以上の発熱がある ・元気がない、機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分がとれていない ※1歳以下は上記にプラスして、平熱より1℃高い時
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の下痢がある ・食事や水分の摂取後、下痢がある ・朝、排尿がみられていない ・機嫌が悪い、元気がない、顔色不良
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の嘔吐がある ・いつもより体温が高めである ・食欲がなく水分も欲しがらない ・機嫌が悪い、元気がない、顔色不良
咳	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間しばしば咳のために起きる ・喘鳴や呼吸困難がある、呼吸が早い ・少し動いただけで咳が出る ・食欲がなく朝食・水分がとれない ・機嫌が悪い、元気がない
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱を伴う発疹 ・今までにない発疹が出た ・機嫌が悪い ・顔などで患部が覆えない時 ・とびひ ・浸出液が多く、他児への感染の恐れがある ・痒みが強く、手で患部を掻いてしまう ・口内炎があり食事や水分がとれない ・医師に登園を控えるように指示された時
※下記の状態の場合、登園前に確認をお願いします。	
目脂が多い、 目が赤い	感染症の病気の場合もあるので、必ず登園前に眼科医の診断を受けてください。
頭を打った	頭を打った時、24時間は安静にしてご家庭で様子を見ましょう。 頭痛、嘔気・嘔吐、傾眠気味、痙攣、首の痛み、手足の麻痺、鼻血が止まらない、呂律がおかしいなど、いつもと違うという様子の場合は、必ず受診しましょう。
異物を飲み込んだ	登園前に受診し、登園可能かどうか医師にご確認ください。
骨折した	集団生活が可能か(食事・排泄・着脱・遊びができるか)医師にご確認ください。

(2) 感染症による登園の目安

(厚生労働省による「感染症対策ガイドライン」をもとに作成)

乳幼児期に予防すべき感染症があります。これらの病気は感染力が強く集団保育の場で流行する可能性があり、乳幼児期では重篤な状態になることもあります。そのため感染症によっては一定期間登園を停止していただくことがあります。病気が治って登園する際には、医師が記入した「登園許可証明書」、保護者が記入する「登園届」の書類が必要になります。これらの用紙はホームページからもダウンロードできます。

① 医師が記入した診断書が必要な感染症

病 名	登園の目安
エボラ出血熱、クリミア・ゴンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS、コロナウィルスであるもの)、鳥インフルエンザ(H1N5 であるもの)他に新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症	完全に治癒するまで

② 医師が記入した『登園許可証明書』が必要な感染症

病 名	登 園 の め や す
麻疹(はしか)	解熱後 3 日経過後
インフルエンザ	発症後 5 日 & 解熱後 3 日経過後 (発症日 & 解熱日は 0 日目とする)
風しん	発疹が消失
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化後
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹発現後 5 日 & 全身症状良好
結核	医師より感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱) アデノウィルス感染症	主な症状消失 2 日経過後
流行性角結膜炎 (はやり目)	感染力が非常に強い 結膜炎の症状消失し感染の恐れがなくなるまで
百日咳	特有の咳消失 or 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	症状消失 & 抗菌薬による治療終了し 48 時間あけて連続 2 回の検便によって、いずれも陰性が確認されたもの
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により園医において感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師より感染の恐れがないと認められていること

※上記の感染症に保護者・兄弟が感染している場合、出席停止の目安となる期間は、園舎内には入れません。受け入れや引き渡しの際は、玄関で職員が対応しますので、事前のご連絡をお願いします。

③医師の診断を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症

病名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24時間経過
マイコプラズマ感染症	発熱・激しい咳が治まっている
手足口病	発熱、口腔内水疱・潰瘍の影響なく普段の食事できる
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身症状が良い
感染性(ウイルス性)胃腸炎	嘔吐・下痢等が治まり、普段の食事ができる
ヘルパンギーナ	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
ヒトメタニューモウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
帯状疱疹(ヘルペス)	すべての発疹が痂皮化
突発性発疹	全身状態が良い
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥 or 浸潤部分が覆える程度の状態である
伝染性軟属腫(水いぼ)	浸出液が出ている場合は覆うこと
頭じらみ	駆除を開始している

(3) 予防接種

小児科医(主治医)と相談してスケジュールを立てましょう。また、予防接種を受けたあとは副反応が出る可能性があります。予防接種を受けてからの登園はお控えください。

2、薬について

保育園では、原則として薬のお預かりはいたしません。

但し、医師の指示により保育園生活の中で薬が必要と認められる場合のみ、最小限の範囲でお預かりする場合があります。何かありましたらまずは事前にご相談ください。

3、その他

- (1) 発熱、嘔吐、下痢などの症状がひどくお迎えを依頼する場合や怪我をして病院受診をする場合などには、ご連絡をさせていただきます。
- (2) 保護者の方がお迎えに来られない時の手立てを考えておきましょう。
- (3) 感染症が発症した場合には掲示してお知らせします。ご確認ください。
- (4) 嘔吐物・下痢便・血液等で汚れてしまった衣類等は園内の感染防止のため、そのままビニール袋に入れてお返しします。ご家庭での消毒をお願いします。
- (5) 健康記録カードに健診結果・身体測定・歯科検診等の結果を記入しお渡ししています。確認後、サインをして保育園にお戻しください。



登園許可証明書

社会福祉法人 国立保育会

保育園 園長殿

園児氏名

下記の疾病は、 年 月 日から療養のところ現在軽快し、他児への感染のおそれはないと思われますので、 年 月 日から登園してよいことを証明します。

診断名 (下記の病名のうち該当するものに、○をつけてください。)

1. 麻疹(はしか) (解熱後3日を経過するまで)	7. 咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症) (主な症状が消え2日経過してから)
2. インフルエンザ A型 ・ B型 (発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後3日を経過するまで)	8. 流行性角結膜炎(はやり目) (感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が 消失し、感染のおそれなくなるまで)
3. 風疹(三日ばしか) (発疹が消失するまで)	9. 百日咳 (特有な咳が消失するまで、または、5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで)
4. 水痘(水ぼうそう) (すべての発疹が痂皮化してから)	10. 腸管出血性大腸菌感染症(0-157など) (症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了 し、48時間を空けて連続2回の検便によって、い ずれも菌陰性が確認されたもの)
5. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) (耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してか ら5日を経過するまで、かつ全身状態が良好 になるまで)	11. 髄膜炎菌性髄膜炎 (症状により、園医等において感染の恐れがないと 認めるまで)
6. 結核 (医師により感染のおそれがないと認めるまで)	12. 急性出血性結膜炎 (医師により感染のおそれがないと認めるまで)

証明日： 年 月 日

医療機関名

医師名



※個人情報保護法を遵守し、記載された個人情報は適切に取り扱います

登園届	
社会福祉法人 国立保育会	
保育園 園長殿	
園児名 _____	
<p>年 月 日に下記の診断を受けました。</p> <p>症状が回復し、</p> <p>_____年 月 日 医療機関「_____」において</p> <p>集団生活に支障ないと診断されましたので登園いたします。</p>	
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者 _____ ㊟またはサイン</p>	

下記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断・指導に従い、登園届の提出をお願いいたします。子どもが、保育園での集団生活に適應できる状態（子どもの全身状態が良好であること）に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください。

疾患名 該当欄に☐をお願いします。	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
感染性（ウイルス性） 胃腸炎	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事ができること
R S ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失して、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失して、全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱後1日以上経過し、機嫌よく、全身状態がよいこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること
頭じらみ	駆除を開始していること
その他()	医師の指示により

※個人情報保護法を遵守し、記載された個人情報は適切に取り扱います

5、防災と安全管理

子どもたちを災害から守るため

災害や事故はいつ起こるかわかりません。
保育園では子どもたちを守るために日常の安全管理に努めています。

● 職員の共通理解と園内体制

- ① 不審者情報があった時の状況や安全管理について職員会議で話し合っています。会議で話し合うことで職員の共通理解と安全管理の向上に努めています。
- ② 部外者の訪問には常に気をつけています。
- ③ 訓練を行い緊急の場合に備えています。
- ④ 子どもの特性についての学習、子どもの事故の実態を知る学習の場を持ち、事故を未然に防ぐことができるよう職員の能力の向上に努めています。

● 訓練の実施

- 地震や火災を想定した避難訓練…毎月（職員・園児）
- 救急救護の習得・消防署員の指導による職員研修（人工呼吸など）…1回／年（職員のみ）
- 消火訓練・・・毎月（職員のみ）
- 不審者侵入を想定した訓練の実施…（職員・園児）
- 災害を想定した引き取り訓練…1回／年（職員・園児・保護者）

● 施設設備面における安全管理

- ① 防犯カメラの設置（正門1箇所・裏口通用門1箇所・園庭2箇所・ホール1箇所・北側通用口1箇所 計5箇所）
- ② モニター付インターフォンの設置
門は鍵が完全にかかるまで押さえ、施錠されたかをご確認ください。
- ④ 事務所・みかん1組保育室に110番直結の非常通報装置が設置されています。
- ⑤ 保育園の内外の施設・設備・遊具について安全点検を行っています。
- ⑥ 施設・設備・遊具に破損・異常を発見した時は速やかに修理・対応しています。

● 子どもへの安全教育

- ① 警察署より担当者を派遣して頂き、交通安全教室を実施しています。
- ② 遊具・園庭・プールでの遊び方について指導をしています。
- ③ 防災・防犯についてクラスで話し合う場を設けています。

● 保育園と保護者の取り組み

- ① 園近隣で不審者情報があった場合、情報の掲示をします。
- ② ご家庭でも犯罪や事故から身を守る（知らない人に声をかけられたらついていけないこと、大きな声を出すことなど・・・）についてお子さんと話し合う機会をつくって下さい。

● 通園における安全対策

送迎者確認の徹底をはかっています。

- ・ 入園時にお迎え予定者の方の確認をしています。
- ・ 予定者と変更になる時はご連絡してください。
- ・ 連絡なく予定者と違う方がお迎えに来られた時は確認の電話をさせていただきます。
- ・ お迎えの方が予定と異なり、確認できない時はお子さんを引き渡せません。

● 保育園の戸外活動における安全確認

- ① 危険な場所・設備などの把握をするように心がけ、危険な場所を発見した時は全職員への周知を行っています。
- ② 園外活動の際には、携帯電話・防犯ブザーを必ず持参し、何かあった場合はすぐに保育園と連絡が取れるようにしています。

災害発生等における保育園の対策

1、 火災・地震で保育園に被害があった場合

- ① 安全な場所に避難させます。
- ② お子さんのいる避難所に来て引き取りをお願いする場合があります。
◎非常時災害時の避難場所は、こちらです。

第一次避難場所 富士本保育園
第二次避難場所 国分寺市立第二小学校

2、 風水害・大雪またはその「おそれ」がある場合

- ① 台風・集中豪雨・大雪注意報または警戒が発せられた場合はテレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し、被害のおそれのある時は、自主的に早めのお迎えにご協力下さい。
- ② 台風・集中豪雨等の状況によっては、お迎えのご連絡をし、引き渡す体制をとる場合があります。



3、 大規模地震警戒宣言が発令された場合

- ① お子さんを安全な場所に集めて引き渡させる体制をとります。
- ② 園からもご登録いただいたメールアドレス宛にご連絡しますが、テレビ・ラジオ等で情報を得た時点で速やかにお迎えをお願いいたします。

4、 災害時引き渡し訓練を実施しています。

- ① 年1回 9月実施を予定していますので、訓練のご参加にご協力をお願いいたします。



富士本保育園 延長保育規程

富士本保育園延長保育事業は、富士本保育園延長保育規程により、保護者の需要に対応し、入所児童の福祉増進を図ることを目的として実施するものです。

1. 開所時間

午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分までの 13 時間

2. 延長保育時間

保育標準時間利用者	満 1 歳以上 :	午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
	満 2 歳以上 :	午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分
保育短時間利用者	満 1 歳以上 :	午前 7 時 00 分～午前 9 時 00 分
		午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
	満 2 歳以上 :	午前 7 時 00 分～午前 9 時 00 分
		午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

※標準時間利用者・短時間利用者ともに、満 1 歳未満は原則として午後 6 時 00 分以降の延長保育をご利用いただけません。

3. 延長保育の対象児

- (1) 保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事由により、延長保育を必要としている方。
- (2) 上記に定める方の他、園長が緊急その他、やむを得ない事情があると認める時。
- (3) (1)(2)の規定にかかわらず長時間の保育により、発育又は健康上の支障を生じるおそれがあるお子様、著しい精神的不安を生じるお子様は、延長保育を受けることができません。

4. 延長保育申請

- (1) 月極契約（1 か月単位・月額）の利用及び変更、解除を希望される場合は、延長保育を希望する当月の、**20日まで**に「延長保育申請書」に必要事項を記入の上、保育園にご提出願います。
- (2) 月極契約がなく、一日単位での延長を利用される場合は、**利用当日の午後 5 時 00 分まで**に必ずご連絡願います。
- (3) 上記の他、事前申し込みがなく緊急にやむを得ず当日利用される場合は、（公共交通機関の事故や交通渋滞によりお迎えが遅くなる等）1日を単位として申請できます。

5. 延長保育時間の記録

- (1) 延長保育時間は、登園管理システムを利用し、保護者の方にタブレット端末を押していたく形式で記録します。
- (2) ご兄弟姉妹でご利用の場合は、それぞれ児童ごとに記録します。

6. 延長保育料

延長保育を受ける児童の保護者は、延長保育に要する費用として児童一人につき、下記の利用料金を、現金の場合は該当翌月の 10 日まで、口座振替の場合は指定の振替日までに納入願います（口座振替の場合、毎月 20 日頃の引き落としとなります）。

【保育標準時間対象児】

区分	延長時間	月極契約		月極契約無の 一日延長利用料金
		利用料金	超過料金	
A	18:00～18:40	1人ひと月 2,500 円	1人1回 20分につき 500 円を加算し 申し受けます。	1人1回 1,000 円
B	18:00～19:00	1人ひと月 3,500 円		1人1回 1,500 円
C	18:00～19:20	1人ひと月 4,500 円		1人1回 2,000 円
D	18:00～19:40	1人ひと月 5,500 円		1人1回 2,500 円
E	18:00～20:00	1人ひと月 6,500 円		1人1回 3,000 円

【保育短時間対象児】

区分	延長時間	月極契約		月極契約無の 一日延長利用料金
		利用料金	超過料金	
①	7:00～9:00	1人ひと月 6,500 円	1人1回 20分につき 500 円を加算し 申し受けます。	1人1回 3,000 円
②	7:20～9:00	1人ひと月 5,500 円		1人1回 2,500 円
③	7:40～9:00	1人ひと月 4,500 円		1人1回 2,000 円
④	8:00～9:00	1人ひと月 3,500 円		1人1回 1,500 円
⑤	8:20～9:00	1人ひと月 2,500 円		1人1回 1,000 円
⑥	17:00～17:40	1人ひと月 2,500 円	1人1回 20分につき 500 円を加算し 申し受けます。	1人1回 1,000 円
⑦	17:00～18:00	1人ひと月 3,500 円		1人1回 1,500 円
⑧	17:00～18:20	1人ひと月 4,500 円		1人1回 2,000 円
⑨	17:00～18:40	1人ひと月 5,500 円		1人1回 2,500 円
⑩	17:00～19:00	1人ひと月 6,500 円		1人1回 3,000 円
⑪	17:00～19:20	1人ひと月 7,500 円		1人1回 3,500 円
⑫	17:00～19:40	1人ひと月 8,500 円		1人1回 4,000 円
⑬	17:00～20:00	1人ひと月 9,500 円		1人1回 4,500 円

7. 延長保育料の減免

対象者については、国分寺市より、個別に連絡があります。

8. 延長保育の解除

(1) 延長保育の理由が消滅したり、その理由が無い事が判明したとき。

(2) 延長保育規程に違反したとき。

(3) 延長保育終了時刻、午後 8 時 00 分を頻繁に遅れたとき。

9. その他

延長保育に伴い、補食、軽食を提供いたします。

付則

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

富士本保育園 保護者用駐車場利用規程

(令和5年2月1日 改訂)

富士本保育園の園児の保護者が、園児を安全に送迎する目的で、富士本保育園が借り上げた保護者用自動車専用駐車場の利用について、駐車場利用者証の発行を受けた保護者に限り、無償での利用を承認します。

〈借り上げ駐車場の場所〉

A駐車場 国分寺市富士本 2-13-3 No.7 No.8 No.9

B駐車場 国分寺市光町 1-20-25 No.3 No.4、

〈ご利用される際に守っていただくこと〉

- ①園から駐車場利用者証の発行を受けた保護者の車に限らせていただきます。
- ②駐車場利用中の車には、外から分かるように利用者証の提示をお願いします。
- ③駐車時間は、園児の送迎に要する時間に限りさせていただきます。駐車台数に限りがありますので、お互い譲り合ってください。
- ④多くの保護者が参加される行事等の場合は、原則としてご利用いただけません。
- ⑤B駐車場をご利用いただける車種には制限があります。駐車場利用証で以下のように区分させていただきます。
 - ・普通自動車（白地に濃緑文字のナンバープレート）はAのみ利用可
 - ・軽自動車（黄色時に黒文字のナンバープレート）、およびコンパクトカー（全長4m未満、全幅1.7m未満）はA、B利用可
- ⑥駐車場利用証を他人に譲渡したり、貸与することはご遠慮願います。
- ⑦A区分駐車場内、周辺道路での空き待ちは園関係者以外の利用者様のご迷惑になりますのでご遠慮くださるようお願いいたします。

〈免責〉

- ①予告なく駐車場の利用をお断りすることがあります。
- ②駐車場内での事故等については、富士本保育園では一切の責任を負いません。
- ③駐車場の空き待ちにより降園時間が延長保育時間となってしまった場合は、延長保育のご利用となります。

〈駐車場利用者証発行申請手続〉

- ①富士本保育園保護者用駐車場利用申請書（別紙1）に必要事項をご記入いただき、クラス担任又は、事務所までご提出願います。
- ②申請内容に基づき、1週間以内に駐車場利用者証を発行させていただきます。
- ③駐車場利用者証の発行は、原則として **1家庭2枚まで** とさせていただきます。
- ④駐車場利用者証の有効期間は、**年度末の3月31日まで** とさせていただきます。（1年ごとの申請となりますので、ご了承ください。）

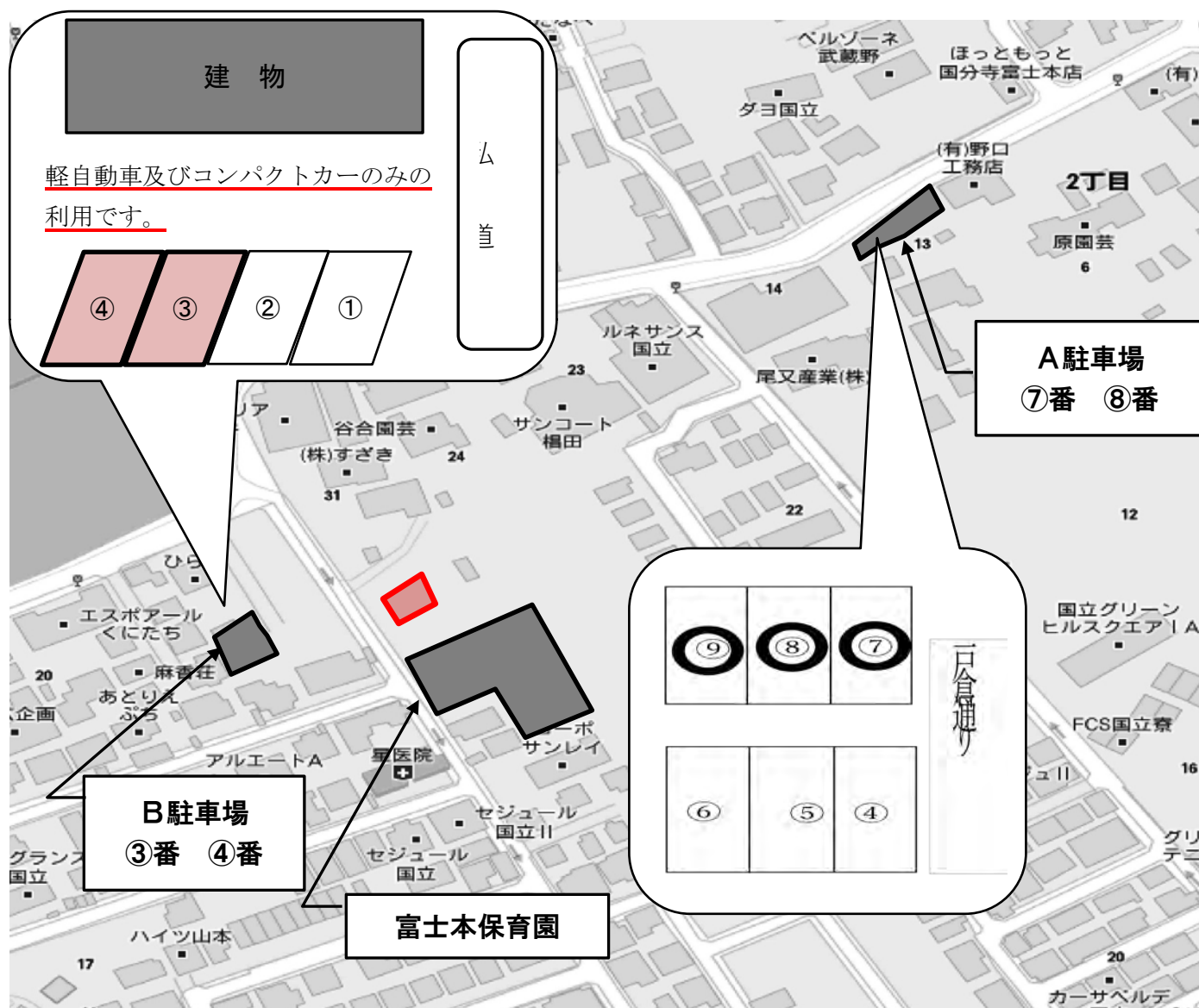
〈その他〉

この規程に記載のないことについては、園長までお問い合わせ願います。

保護者用駐車場のご利用のお願い

- ・ 駐車場の申請をしている車両のみのご利用になります。
- ・ **駐車場利用証**は、車外から確認できる場所に置いてください。
- ・ 園児の送迎以外のご利用は、ご遠慮願います。
- ・ B駐車場は、軽自動車及びコンパクトカーのみのご利用になります。
- ・ 近隣の方々のご迷惑になりますので私道等の駐車は、ご遠慮願います。

令和5年2月1日
園長



別紙 1

富士本保育園 保護者用駐車場利用申請書							
富士本保育園保護者用駐車場利用規程に基づき、以下の車両を富士本保育園が借り上げた保護者用自動車専用駐車場に駐車することを承認願います。また、保護者用駐車場利用の際には、富士本保育園保護者用駐車場利用規程を順守します。							
車種				色			
車体の大きさ	全長	cm		全幅	cm		
登録番号	陸運支局名(多摩等)	3桁		かな	4桁		
児童名							
保護者名	(印)						
申請日	年	月	日	園使用欄	Aのみ ・ AB使用		

(保育所の名称等)

第 1 条 社会福祉法人国立保育会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人国立保育会 富士本保育園
- (2) 所在地 東京都国分寺市富士本 2 丁目 30 番地 4

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 富士本保育園(以下「保育園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 保育園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 保育園は、保育の関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、乳児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。
- (3) 保育園は、乳児及び幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、乳児及び幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 保育園は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号)、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月国分寺市条例第 23 号。以下「条例」という。)その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第 3 条 保育園は、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 第 6 条に規定する時間において提供する特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1 名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、乳児及び幼児を全体的に把握し、園務を掌る。

- (2) 副園長(必要に応じて配置)

副園長は、園長の補佐及び代行を行う。

- (3) 主任保育士 1 名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容について他の保育士を統括する。

- (4) 副主任保育士(必要に応じて配置)

副主任保育士は主任保育士とともに地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し保育の内容についてほかの保育士の指導に当たる。

- (5) 保育士 22 名以上（主任保育士及び副主任保育士を含む）
保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (6) 看護師又は保健師 1 名以上
看護師又は保健師は、嘱託医等と連携を図り、乳児及び幼児の健康管理の業務を行う。
- (7) 調理員 5 名以上
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食及び乳幼児食に係る献立を作成し、調理業務を行うとともに当園全般の食育を行う。
調理師は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (8) 用務員（必要に応じて配置）
- (9) 事務員（必要に応じて配置）
- (10) 嘱託医 1 名
嘱託医は、医務に従事する。

（保育を提供する日）

第 5 条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第 6 条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後 8 時 00 分までの範囲内で延長保育を実施する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

原則として午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの範囲内で保護者が保育を必要とする 8 時間以内とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前 7 時 00 分時から午前 9 時 00 分まで、又は午後 5 時 00 分から午後 8 時 00 分までの範囲内で延長保育を実施する。

（保育料及び延長保育料）

第 7 条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する区市町村長が定める保育料を、その居住する区市町村へ支払うものとする。

2 延長保育の利用者は、富士本保育園延長保育規程に定める延長保育料を支払うものとする。

（その他の費用等）

第 8 条 副食有償提供については、次のとおりとする。 内閣府子ども子育て本部参事官「府子本第 219 号」および厚生労働省子ども家庭局保育課長「子保発 0627 第 1 号」として、令和 1 年 6 月 27 日付「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」の通知内容に基づき、入所児童の副食について、2 号認定子どもの保護者月額負担額 4,500 円の支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第 9 条 保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」をいう。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（乳児）12 人
- (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする満 3 歳に満たない幼児）56 人
- (3) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（保育を必要とする満 3 歳以上の幼児）84 人

(利用の開始に関する事項)

第 10 条 保育園は、区市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 11 条 保育園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 児童が小学校に就学したとき。
- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の小学校就学前子どもの保護者が認定基準に該当しなくなったとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、乳児及び幼児に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は当該乳児及び幼児の主治医に連絡するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育園は、保育の提供により事故が発生した場合は、区市町村、保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、事故の状況、事故に際して採った処置について記録するとともに事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 保育園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者及び火気、消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 保育園は、乳児及び幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制を整備するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 15 条 保育園は、保育の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る必要な事項の記録
- (3) 条例第 19 条に規定する区市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情等の受付)

第 16 条 保育園は、園児の保護者からの苦情等に神速かつ適切に対応するため、園長を苦情解決責任者、主任保育士を苦情受付者とし、苦情受付第三者委員を設置し苦情対応の体制を整備し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第 17 条 園児またはその家族に関わる情報の収集は、利用目的を明確にし、目的達成のために必要最低限の範囲で行ない、原則として園児またはその家族から直接行うものとする。

- (1) 保育園は、園児(卒園したものを含む)またはその家族に係る情報の漏洩を防止するため、「社会福祉法人国立保育会 個人情報保護規程」を遵守し、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 保育園は、園児に関する情報を他の機関に対し提供する際は、法令で定めがある場合を除き、予め園児の保護者の同意を得るものとする。

付則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ご意見・ご要望・苦情・相談用紙

富士本保育園

ご意見やご要望、苦情、相談の内容をご記入下さい。

公開[可・否]

受付日:

受付者:

ご意見・ご要望・苦情・相談用紙

富士本保育園

ご意見やご要望、苦情、相談の内容をご記入下さい。

公開[可・否]

受付日:

受付者: